平成２８年（フ）第４９０号
静岡県浜松市東区安新町123番地の３フューチャー204、前住所静岡県磐田市草崎12番地２
破産者　白柳　裕加（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成29年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９３号
長野県飯田市駄科1314―１　辻アパートＢ号室　宮内グレイセエレナ方、住民票上の住所長野県飯田市松尾清水4524番地１
破産者　宮内　秀徳
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第２１２号
北九州市小倉北区菜園場２丁目４番７号（102号室）
破産者　山下　利明
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１３４号
宮崎県西都市大字三納11564―４、住民票上の住所宮崎県西都市大字三納11555番地
破産者　清水　夏子
1　破産債権の届出期間　平成29年９月12日まで
2　一般調査期日　平成29年11月７日午前10時
平成29年８月８日　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５６４号
埼玉県入間市宮寺1766番地１
破産者　株式会社三幸住宅資材センター
1　破産債権の届出期間　平成29年９月15日まで
2　一般調査期日　平成29年10月25日午後１時50分
平成29年８月４日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２号
北海道滝川市中島町４丁目３番15―11号　中島町住宅502
破産者　阿部　博
1　破産債権の届出期間　平成29年９月19日まで
2　一般調査期日　平成29年10月19日午後１時30分
平成29年８月４日
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
愛媛県松山市松ノ木２丁目685番地３
破産者　堀川　信子
1　破産債権の届出期間　平成29年９月19日まで
2　一般調査期日　平成29年９月28日午後１時30分
平成29年８月８日　松山地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第３３号
名古屋市南区三条１丁目１番22号
清算株式会社　株式会社広大
代表清算人　高岩　恵
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第３００５号
大阪市中央区高麗橋１丁目７番７―2307号
清算株式会社　株式会社ヤタガラスホールディングス
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　協定債権の確定
⑴　債権者数　６名
⑵　協定債権総額　下記２に定める一般債権合計43億4973万5291円及びこれに関して発生した利息及び遅延損害金。
2　一般債権の確定
一般債権とは、協定債権のうち、平成29年２月20日以降に発生する利息及び遅延損害金に該当しないものをいい、別表「一般債権額」欄記載のものをいう。
3　弁済の方法及び権利の変更
⑴　弁済額の確定
清算株式会社は、協定債権者山口晴緒、同山口旺子、同山口咲生及び同田原久美子を除く各協定債権者（以下、「弁済対象協定債権者」という）に対し、弁済対象協定債権者が有する一般債権額の0.0001436％に相当する（ただし、１円未満を切り捨てる）別表「弁済額」記載の金員を弁済額として確定する。
⑵　弁済金の支払方法
清算株式会社は、弁済対象協定債権者に対し、上記⑴の金員を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
弁済は、清算人代理の事務所において行う。ただし、弁済対象協定債権者が特定の金融機関の預金口座への振込送金を文書で求めたときは、当該預金口座に振込送金する方法で弁済する。なお、この場合の振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑶　債務免除
ア　弁済対象協定債権者は、上記⑴の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全額免除する。
イ　協定債権者山口晴緒、同山口旺子、同山口咲生及び同田原久美子は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権の総額につき、その債務を全額免除する。
4　新たな財産が発見されたときの処理
上記３⑴の金員の弁済後に清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、弁済対象協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を一般債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、弁済対象協定債権者が上記３⑶アの規定により行った債務免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別表省略）
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２９年（再）第３１号
埼玉県所沢市大字新郷204番地２
再生債務者　株式会社国産螺旋管
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都千代田区丸の内３丁目３番１号　新東京ビル225区　東京丸の内法律事務所　弁護士　内藤　滋
平成29年８月４日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第１８号
長野県下伊那郡松川町元大島2715番地47
再生債務者　シブキヤ建設株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成29年７月27日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成29年10月３日午前11時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成29年９月25日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成29年９月19日
平成29年８月４日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２８年（再）第１１号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯726番地
再生債務者　株式会社平湯館
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成29年８月７日
東京地方裁判所民事第20部